



藩祖鍋島直茂公 と日峯社

吉

吉

吉

いあいさつ

肥前の戦国大名龍造寺氏は、隆信の時代に領国をもっとも広げ、豊後の大友氏・薩摩の島津氏と並んで九州を三分するほどの勢いでした。ところが、隆信公は天正十二年（一五八四）に戦死。家督は子の政家が継ぐ一方、国政は隆信のもとで武功を重ねていた義兄弟にあたる鍋島直茂がリードしました。やがて豊臣秀吉や家臣団からの信望を厚くした直茂は、佐賀藩主としての鍋島家の地歩を固めたことから「藩祖」と呼ばれています。

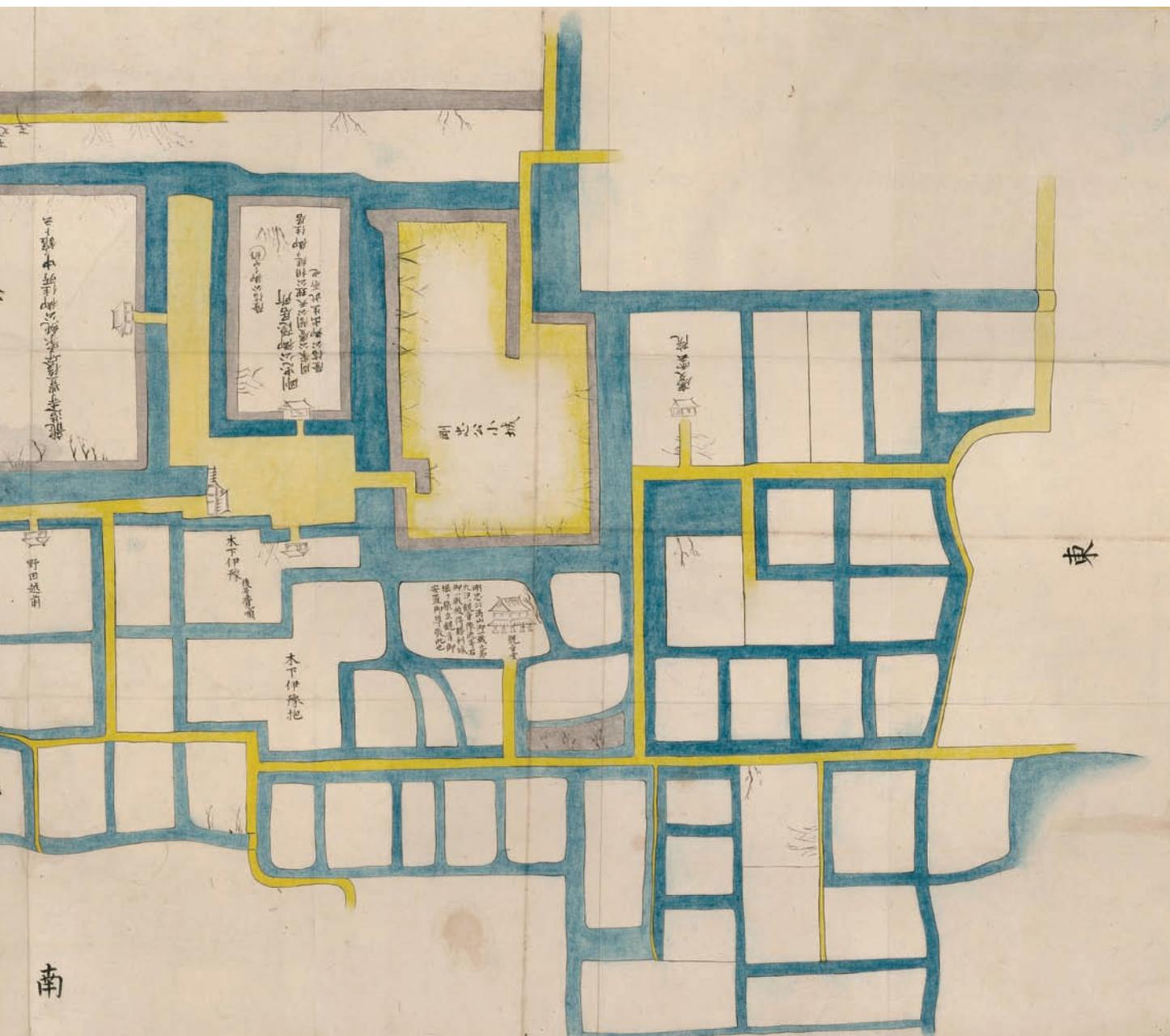
初代藩主となった子の勝茂は、二代藩主光茂に心得として、直茂公の遺訓を伝えるなど、その考えは鍋島家歴代藩主の藩政運営においても重視されました。またその言行は、武士道論葉隠に代表される聞書きとして藩士たちの間でも広く読み継がれました。

明和九年（一七七二）には、八代藩主鍋島治茂により直茂（日峯明神）を祀るため日峯社が創設され、現在でも松原神社の御祭神（日峯さん）として敬愛されています。本展では直茂公の没後四〇〇年を機に、藩祖としての業績と後世における藩祖顕彰の様相を探ります。

平成二十九年五月二十九日

公益財団法人 鍋島報効会





1 水ヶ江御城図

一舗 明治二十年(一八八七)写 原図は江戸時代
縦六四・二cm 横一四六・四cm 紙本着色墨書
公益財団法人鍋島報效会所蔵

龍造寺家の中興とされる康家は、男子五人のうち二男家和に惣領の立場と佐賀城(いわゆる村中城)を譲り、自らは隠居して定翁と号し、新たに築いた水ヶ江館に移った。ここから龍造寺家は、村中龍造寺と水ヶ江龍造寺家という両家に分かれることとなった。

やがて康家(定翁)からその隠居領を譲り受けた四男家兼(剛忠)は、水ヶ江龍造寺家を嫡子家純に相続させようとするも家純がこれを固辞したため、弟の家門が継いだ。このとき本館(のちの乾亭院)には当主の家門、東の館(のちの天神屋敷)には家兼が移り、中の館には家純、西の館には頼純・純家ともに家純の子が配置されたことが、江戸時代に編纂された史書の類に記されている。

天文十四年(一五四五)、水ヶ江龍造寺家は馬場頼周の策謀により、佐賀北郊の川上・祇園原で家門・家純兄弟はじめ家門の子家泰、および家純の子周家・頼純・純家ら一門が戦死する。翌年には家兼が九十三歳で没し、水ヶ江龍造寺家は「性倜儻にして、大器有り」(泰巖公御年譜「出品資料No.4」と目された宝琳院の僧圓月が選俗して相続することとなった。これが龍造寺隆信である。このとき十八歳だった。

さらに翌十七年、村中龍造寺家を継いでいた胤榮が男子のないまま病没すると、水ヶ江龍造寺家を相続したばかりの隆信を惣領とし、村中・水ヶ江の両家を合わせることとなった。

本図は、往時の水ヶ江城および周辺の屋敷割りや道路・水路等を江戸時代に描いた絵図の写本である(剛忠様水ヶ江御城図)。端書には「多久家二持伝之」とあることなどから、隆信の弟長信に始まる多久家伝来の原図(佐賀県立博物館所蔵)を元に明治二十年(一八八七)に書写したものとわかる。

屋敷地の内側が黄色で着色され「剛忠公小城」と記された区画が本館にあたる。周辺の屋敷地と比べると、より広い堀と土手で四周を囲まれている。その左(西)隣の区画が「剛忠公御隠居所」、つまり東の館にあたる。ここには「周家公(剛忠



(参考) 鍋島直茂像 ともに三浦子璨筆／鍋島家伝来(公益財団法人鍋島報効会所蔵)

2

鍋島直茂像

一幅 江戸時代 三浦子璨筆
縦一二五・六cm 横六六・〇cm 絹本着色 掛幅装
公益財団法人鍋島報効会所蔵

中央に筋杏葉紋を表した赤地の幕と御簾のもと、八角形の台座上に正面を向いて座す鍋島直茂の肖像画。画面右下の落款印に「三浦賢純五州孫子璨平淵印」とあることから、十八世紀後半の佐賀藩士三浦子璨(測蔵／？〜一七九四)により描かれたことがわかる。

直茂の肖像画としては、甲冑姿の高傳寺本(貞享二年着賛)や、衣冠束帯姿の鍋島家伝来本(二幅／三浦子璨筆／公益財団法人鍋島報効会所蔵)などが知られている。これらはいずれも一般的な肖像画の形式に則って斜めを向いている点で本図とは異なる。また佐賀藩歴代当主の肖像画には、三代綱茂像や四代吉茂像(ともに高傳寺所蔵)などに御簾の表現を伴うものがあるが、上畳に座す姿であり、台座に座す姿はこの直茂像の特徴である。台座の敷加子には龍、上框には十二支に狐・亀・鳥を加えた十五種の動物が二頭ずつ配される(但し、猿は三匹・龍は一頭)。こうした形式から、本図は日峯明神(寛政七年＝一七九五に大明神号)としての姿を描いたものと考えられる。

ただ、眉間を寄せ、太い鼻と大きく見開いた目元が印象的な面相は、甲冑姿の高傳寺本を参考にしたものと思われ、二筋に分かれる目尻の皺、口髭の位置やもみ上げに繋がるあご鬚など細部の表現まで酷似している。さらには赤地の幕の牡丹唐草模様も、高傳寺本の胴着の模様と通じる。

日峯社創建時に「日峯社御影、松原御社へ御安置遊ばさるの旨仰せ出され、(直茂菩提寺の)宗智寺へ御座成られ、御影写し奉り候よう仰せ出され、書き整えの儀、手明鐘三浦測蔵へ仰せ付けられた。明和九年(一七七二)六月朔日に「御真影表具まで出来、佐賀城内で與賀神社社人により開眼され、同日に京都からの御神号が到着した。本図はこのときに制作されたものに相当する可能性が考えられる(「泰国院様御年譜地取」出品資料 No.27)。



七月十五日(朱印)
 鍋島直茂宛て豊臣秀吉朱印状 一通
 (天正十五年(一五八七)十一月十五日付
 縦四七・〇cm 横六六・三cm 紙本墨書
 公益財団法人鍋島報效会所蔵(古一六二))
 天正十五年(一五八七)、島津氏を降伏させ九州を平定した豊
 臣秀吉は、筑前箱崎で九州諸將に領地を宛行つた。隆信の跡
 を相続していた子の龍造寺政家には、本領のうち肥前国の佐
 嘉・小城・三根・神崎・杵島・藤津・松浦の七郡が与えられた。一
 方、これとは別に、鍋島直茂には肥前国の養父郡・基肆郡の一
 部が与えられた。
 さて、秀吉の命により佐々成政が入部した肥後国では、これ
 に反抗した国人による一揆がおこる。秀吉は九州諸將に鎮圧
 を命じたが、本資料はその際に直茂に宛てられた秀吉からの
 朱印状である。「龍造寺ならびに其方(直茂)事、諸式如在無き
 よう覚悟せしめ、忠節専用に思召し候なり」と結ばれており、
 龍造寺政家と並んで鍋島直茂にかける秀吉の期待のほどが
 うかがわれる。
 〔釈文〕(参照)佐賀県史料集成第二巻、鍋島家文書第十三号、佐賀県立図書館蔵、昭和二十三年
 七月十二日之書状、一書之
 旨、被開召候、殊総一懸
 志之程悦思召候
 一肥後国、諸侍一揆共、
 陸奥守仕様愚申候て企
 謀叛之族、無是非次第候、
 就其、其方事、行等無由
 断之段、尤苦勞共候事
 一七郎左衛門尉ニ被遣候城知行(在陣之留主をねらい)
 西郷打入之由候、彼者条、
 曲者候之間、急度討果
 取分ニ申付、七郎左衛門尉ニ被
 知行可相渡事肝要候、
 自然龍造寺手柄ニ不成候者、
 幸明春御人数被差遣
 霜月十五日(朱印)
 鍋島飛騨守とのへ

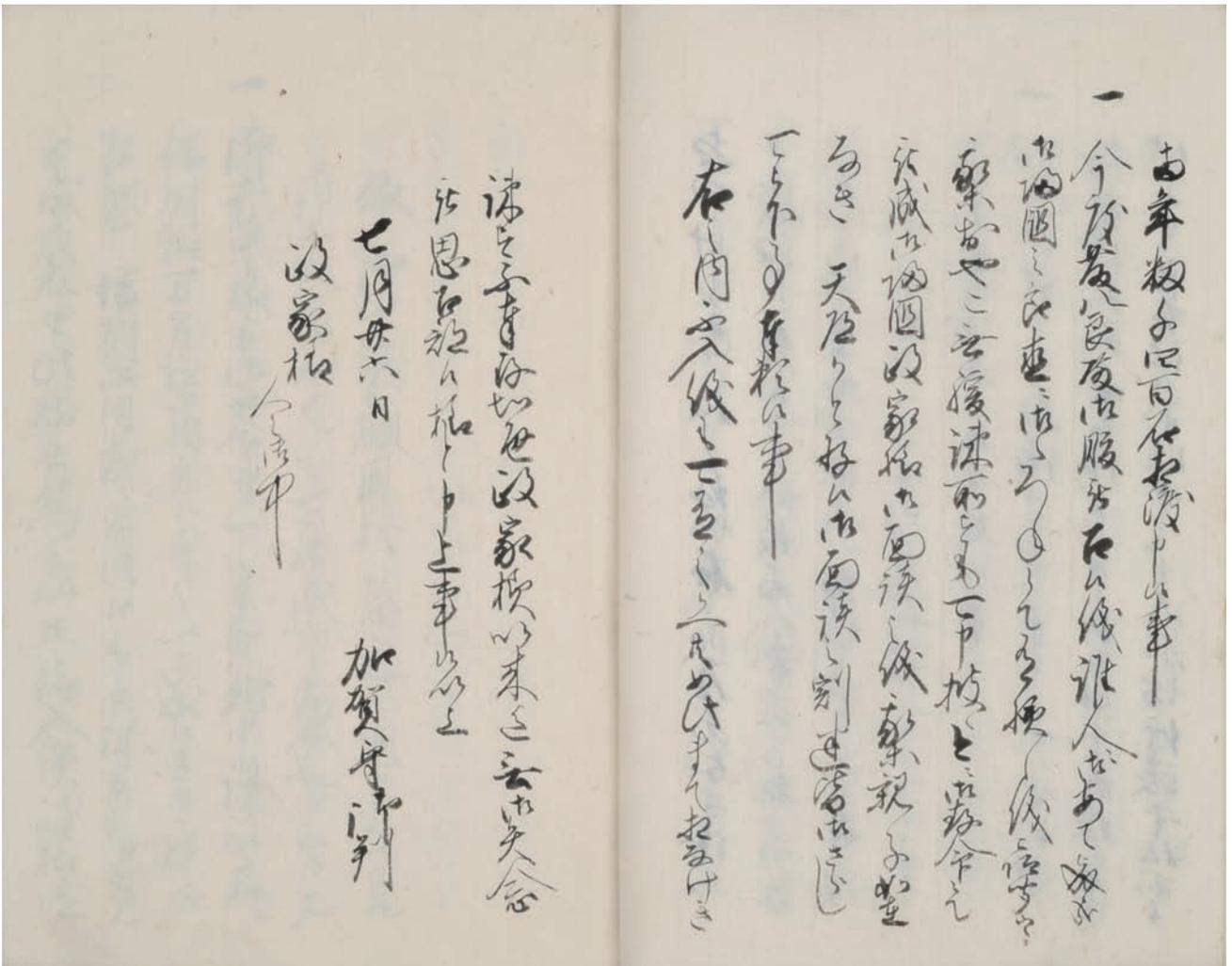
11 「龍造寺ならびに其方」

鍋島直茂宛て豊臣秀吉朱印状 一通
(天正十五年(一五八七)十一月十五日付
縦四七・〇cm 横六六・三cm 紙本墨書
公益財団法人鍋島報效会所蔵(古一六二))

天正十五年(一五八七)、島津氏を降伏させ九州を平定した豊臣秀吉は、筑前箱崎で九州諸將に領地を宛行つた。隆信の跡を相続していた子の龍造寺政家には、本領のうち肥前国の佐嘉・小城・三根・神崎・杵島・藤津・松浦の七郡が与えられた。一方、これとは別に、鍋島直茂には肥前国の養父郡・基肆郡の一部が与えられた。

さて、秀吉の命により佐々成政が入部した肥後国では、これに反抗した国人による一揆がおこる。秀吉は九州諸將に鎮圧を命じたが、本資料はその際に直茂に宛てられた秀吉からの朱印状である。「龍造寺ならびに其方(直茂)事、諸式如在無きよう覚悟せしめ、忠節専用に思召し候なり」と結ばれており、龍造寺政家と並んで鍋島直茂にかける秀吉の期待のほどがうかがわれる。

〔釈文〕(参照)佐賀県史料集成第二巻、鍋島家文書第十三号、佐賀県立図書館蔵、昭和二十三年
七月十二日之書状、一書之
旨、被開召候、殊総一懸
志之程悦思召候
一肥後国、諸侍一揆共、
陸奥守仕様愚申候て企
謀叛之族、無是非次第候、
就其、其方事、行等無由
断之段、尤苦勞共候事
一七郎左衛門尉ニ被遣候城知行(在陣之留主をねらい)
西郷打入之由候、彼者条、
曲者候之間、急度討果
取分ニ申付、七郎左衛門尉ニ被
知行可相渡事肝要候、
自然龍造寺手柄ニ不成候者、
幸明春御人数被差遣
霜月十五日(朱印)
鍋島飛騨守とのへ



17 直茂の「おうらみ状」

龍造寺政家宛て鍋島直茂書状(多久家書物写 所収) 一冊

〔慶長十二年(一六〇七)七月二十六日付〕

縦二六・二cm 横一八・七cm 紙本墨書 冊子装
公益財団法人鍋島報效会所蔵(鍋〇一五一)

慶長十二年(一六〇七)三月、龍造寺高房(たかふさ)が妻を刺殺し、自殺を図るといふ事件がおきた。本資料は、これを知った直茂が政家に宛てた書状。冒頭に「陰信様御戦死以来、御家相續き候ようにと色々相嘆」いてきたとあるように、これまでの直茂自身の苦勞を綴つており、「おうらみ状」と呼ばれている。

そもそも龍造寺家は「政家様、殿下(秀吉)御奉公御成り有るまじき由仰せ上げられ候節、既に相果つべき御家」だったが、私が小早川隆景に色々頼み込んで「乳房をくわえられ候藤八郎(高房)を家督に申し定め」た。秀吉からは「藤八良事、家督には仰せ付けらるまじく候。国知行役等の儀は加賀守(直茂)へ仰せ付けられ候」との上意を受けたが、「(龍造寺家を)相易らず主人に取り持ち申し、何とか人立て申し」てきた。このような(政家には)申し分かれざる難儀の躰ども、紙筆に申し上ぐるを得ず候」とあり、高房の将来の道筋が整うよう奉公してきた苦勞を漏らす。ところがこの度の一件により「御外聞を失われ、御名字を絶えられ候所、さりとては御冥加尽きたる」と、これまでの自らの尽力が水泡に帰すものとして遺憾の意を表している。そして「今度、藤八良殿、御腹召され候儀、誰人に御あて成られ候哉」、鍋島家に対するあてつけなのかと怒りさえ滲ませる。「かくの如きまで相嘆」いてきたことを失念しないで欲しいと結ばれている。

結局、高房はこの時の傷が再発し同年九月に没し(二十三歳)、翌月には政家も五十二歳で没した。名実ともに佐賀藩主となつた鍋島家は翌年から佐賀城惣普請を行うこととなる。さて、直茂の談話や言行を伝える開書は、佐賀藩内で数多くの写本として流布しているが、中には「直茂公御咄開書」「深堀(茂宅)開書」「直茂様御教訓ヶ条覚書」「夜陰(閑談)」などとともに、この「おうらみ状」を合綴している写本もある(鍋〇六三一―一五「御家開書」)。

〔翻刻〕佐賀県史料集成 第十巻、多久家書物御什物方指出第一号文書
佐賀県立図書館、昭和四十四年

出品リスト

No.	資料名	員数	作者・所用者等	時代・年代	分量	所蔵者(請求記号等)
第一章 ◆ 龍造寺家と鍋島直茂						
1	水ヶ江御城図	一舗	三浦子璣筆	明治二十年(一八八七)写 原因は江戸時代	縦六四・二cm 横一四六・四cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
2	鍋島直茂像	一幅		江戸時代	縦一一五・六cm 横六六・〇cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
3	龍造寺隆信像	一幅		江戸時代	(本紙)縦七七・二cm 横四七・〇cm (表装)縦一六三・二cm 横七二・一cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
4	泰巖公御年譜	一冊		江戸時代	縦二六・一cm 横一八・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一〇九七)
5	直茂公御系図	一冊		江戸時代	縦二六・六cm 横一八・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一一一三三)
6	直茂公譜考補(一坤)	一冊		天保十二年(一八四二)成立	縦二六・二cm 横一八・六cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一一一三四)
7	刀 無銘	一口	鍋島直茂所用	鎌倉時代〜南北朝時代	長さ六九・三cm 反り一・六cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵 佐賀県立博物館・美術館寄託
8	鍋島直茂宛て豊臣秀吉書状	一通		[天正十年(一五八二)七月十一日]	縦一〇・三cm 横四九・七cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
9	鍋島直茂宛て増田長盛副状	一通		[天正十年(一五八二)七月十二日]	縦九・五cm 横三三・一cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
10	慶閣尼宛て豊臣秀吉消息写(御代々御感書所収)	一冊		原本は[天正十五年(一五八七)四月十五日]	縦二五・七cm 横一八・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一〇一五・五一八)
11	鍋島直茂宛て豊臣秀吉朱印状	一通		[天正十五年(一五八七)十一月十五日]	縦四七・〇cm 横六六・三cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(古一六二)
12	龍造寺飛騨守(直茂)宛て龍造寺政家書状写(五番誓詞御懸硯入組)所収	一冊		原本は天正十六年(一五八八)十一月二十八日	縦二六・一cm 横一八・三cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋三二〇・三二)
13	龍造寺高房像	一幅		江戸時代	(本紙)縦五二・四cm 横三三・四cm (表装)縦一三二・七cm 横五一・三cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
14	龍造寺高房宛て(豊臣秀吉朱印状写(龍造寺藤八郎知行割之事))	一通		原本は天正十八年(一五九〇)正月八日	縦二七・二cm 横一六七・七cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(古一二二)
15	黒船々頭申状写	一通	中国・華南産	原本は[天正二十年(一五九二)七月十五日]	縦二九・〇cm 横四四・三cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
16	明三彩盤	二枚		明時代(十六世紀)	(一)口径三〇・〇cm 高台径一八・九cm 高さ五・八cm (二)口径三〇・〇cm 高台径一九・二cm 高さ五・三cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
17	龍造寺政家宛て鍋島直茂書状写(多久家書物写所収)	一冊		原本は[慶長十二年(一六〇七)七月二十六日]	縦二六・二cm 横一八・七cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一〇一五・一)
第二章 ◆ 鍋島直茂の朝鮮出兵						
18	肥前名護屋城跡図	一幅		嘉永元年(一八四八)	縦一一・〇cm 横一〇・三〇cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
19	鍋島直茂宛て豊臣秀吉朱印状	一通		[文禄年間]四月二日	縦四六・七cm 横六七・〇cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(古一八八)
20	豊臣秀吉朱印状(慶長役陣立て)	一卷		慶長二年(一五九七)二月二十一日	縦三〇・一〇cm 横四三・二cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(古一五四)
21	朝鮮軍陣図屏風	一隻	大久保雪堂筆	明治十九年(一八八六)	縦一六八・七cm 横三六八・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
22	鍋島直茂・勝茂宛て豊臣秀吉朱印状	一通		[慶長三年(一五九八)正月十七日]	縦四六・五cm 横六六・〇cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(古一三三)
23	鍋島直茂宛て豊臣家五奉行連署状	一通		[慶長三年(一五九七)八月二十五日]	縦三三・〇cm 横一五・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(古一三六)
24	御用唐人町荒物唐物屋職御由緒書	一冊	荒物屋勘四郎編	天保十三年(一八四二)	縦二六・三cm 横一八・六cm	公益財団法人鍋島報効会(鍋六三二)
25	鍋島更紗花箋図掛軸	一幅		明治時代(十九世紀)	縦一八・三・五cm 横五三・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
26	井戸大茶碗	二口	鍋島直茂 伝来	李朝または 桃山時代、江戸時代初期(十六世紀後半頃)	(大)口径二八・七cm 底径九・七cm 高さ一〇・二cm (小)口径二五・九cm 底径九・二cm 高さ九・二cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
第三章 ◆ 日峯大明神						
27	泰国院様御年譜地取(巻六)	一冊			縦二六・〇cm 横一八・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一一三補一八)
28	御壁書二十一ヶ条其外	一冊		元禄五年(一六九二) 石田一鼎編 元禄九年(一六九六) 秀和書写	縦二八・五cm 横一九・七cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一〇六一)
29	乍恐書置之覚	一冊	山本常朝記	正徳四年(一七一四)	縦一六・五cm 横四六・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵
30	葉隠(山本本)	十一冊	山本常朝口述 田代陣基編	享保元年(一七一六)成立	縦二五・八cm 横一八・五cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一〇六三三四)
31	直茂公御咄之趣勝茂公御書取二而光茂公江被進候御教訓之写	一冊			縦二六・三cm 横一八・四cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一〇六三二八)
32	直茂公譜考補	十三冊		天保十二年(一八四二)成立	縦二六・二cm 横一八・六cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一一三三四)
33	勝茂公譜考補	十三冊		天保十四年(一八四三)成立	縦二六・四cm 横一八・八cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一一三六二)
34	鍋島直正公一代記	一枚		昭和時代初期	縦一八・六cm 横一四・一cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵 および(一一三七八七)
35	古川松根筆記	一冊		江戸時代後期	縦二六・四cm 横一八・四cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵(鍋一〇九七)
36	直茂公二百五十年祭礼古写真	四枚		慶応三年(一八六七)	(一)縦一五・八cm 横二八・五cm (二)縦一〇・一cm 横一四・二cm (三)縦一五・八cm 横一九・四cm (四)縦一五・八cm 横一九・三cm	公益財団法人鍋島報効会所蔵



徴古館

The Museum CHOKOKAN

NABESHIMA